

# 介護用品と医療用品の 購入又は借入の費用を助成します

北上市では、がんのため自宅で療養する方と、ご家族を支援するために、介護用品と医療用品の購入又は借入の費用の一部を助成しています。

## ■制度の概要

対象者	北上市内に住所を有する、がんのため自宅で療養する際に緩和ケア用品が必要な状態と医師から認められた方	
緩和ケア用品とは	緩和ケア用品とは、介護用品と医療用品のことで、内容は下の表のとおりです。	
	●助成の対象となる緩和ケア用品 40歳未満の方…介護用品と医療用品の購入又は借入費用 40歳以上の方…医療用品の購入又は借入費用 市長が特に認めた方…医療用品・介護用品	
	種別	区分 種目
介護用品	購入	入浴用いす 腰掛便座 自動排泄処置装置の交換可能部品
	レンタル	ベッド マットレス 床ずれ防止用具 サイドレール 体位変換器 ベッドサイドテーブル 車いす 歩行器 車いす用クッション 認知症老人徘徊感知器 自動排泄処理装置
医療用品	購入又は借入	吸引器（消耗品を除く） 吸入器 点滴スタンド 吸引器・吸入器両用器（消耗品を除く）
対象経費と助成限度額	<p>①及び②の合計額を助成します。</p> <p>① 緩和ケア用品の購入又は借入の経費9割（限度額：累計額5万円/人） ※経費に端数がある場合、1円未満は切り捨てます。</p> <p>② 「がん患者補正具購入に関する証明書」の発行に係る文書料の9割 ※経費に端数がある場合、100円未満を切り捨てます。</p> <p>③ 限度額に達してから3年後に新規申請ができます。</p>	
申請手続き	<p>①在宅療養をするため緩和ケア用品が必要になったら、次のいずれかへ相談します。 ・主治医 ・病院のソーシャルワーカー ・ケアマネジャー ・北上市健康づくり課</p> <p>②医師に「緩和ケア用品購入等に関する意見書」を記入してもらいます。</p> <p>③対象者本人またはご家族が健康づくり課へ書類を提出します。 ※借入の場合は毎月申請が必要です。</p>	




必要書類	①緩和ケア用品助成金交付申請書兼請求書 ②緩和ケア用品の購入又は借入にかかった領収書の写し（明細がわかるもの） ※発行から6か月以内のものに限る。借入の場合、月毎に申請が必要です。 ③緩和ケア用品購入等に関する意見書 ④「緩和ケア用品購入等に関する証明書」の発行に係る文書料の領収書の写し ※③と④は、初回の申請時のみ提出してください。
持ち物	上記①～④の書類、振込先の通帳、印鑑（通帳印でなくても可）
申請期限	緩和ケア用品の購入又は借入にかかった領収書の発行から6か月以内

※必要となる緩和ケア用品は一人一人異なります。購入又は借入の手続きをする前に、病院の相談室やケアマネジャー等にご相談ください。

## ■よくある質問と回答

	質問	回答
1	対象者本人が入院中に介護用品を借りていた場合、助成の対象になりますか	本人が自宅で利用していない期間の購入又は借入費用は助成対象外です。
2	40歳を過ぎていると介護用品の助成を受けられませんか	65歳以上の方や、40～64歳の末期がんの方は、介護保険の申請をして要介護認定を受けると、介護度に応じた介護保険サービスを受けることができます。 ～介護保険に関する問い合わせ先～ 北上市役所長寿介護課 0197-72-8219
3	車いすを買った費用は助成の対象になりますか	車いすは借入費用のみ助成します。 購入の助成対象は介護用品の3種目（入浴用いす、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品）と医療用品の4種目（吸引器（消耗品を除く）、吸入器、吸入器・吸入両用器（消耗品を除く）点滴スタンドです。
4	介護保険要介護認定の申請中に本人が亡くなりました。	申請窓口（北上市健康づくり課）へご相談ください。

## ■書類の設置場所

- 県立中部病院 地域医療福祉連携室
- 北上済生会病院 地域医療福祉相談室
- ホームケアクリニックえん
- 北上市健康子ども部健康づくり課
- 北上市役所のホームページからもダウンロードできます 

市HPトップ>くらし・市政トップ>健康・医療・福祉>医療>がん対策基金活用事業について



## ▼緩和ケア支援事業ボランティア派遣のご紹介

北上市では、がんのため自宅で療養している方とご家族に対して、ボランティアを派遣しています。お話し相手や買い物等の手伝いを希望する方は、下記まで気軽にお問い合わせください。

## ■申請窓口・問い合わせ先

北上市健康子ども部健康づくり課成人保健係 電話 0197-72-8296  
場所 北上市保健・子育て支援複合施設2階（ツインモールプラザ西館）

